

## 加古川市パブリックコメント手続要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市の重要な方針、方策その他これらに類するもの（以下「政策等」という。）の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の市政への参画と開かれた市政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パブリックコメント手続 市の政策等の策定に当たり、策定しようとする政策等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を公表して広く市民等から意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等の概要及びそれに対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。

(2) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者及び消防長をいう。

(3) 市民等 次に掲げるものをいう。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

ウ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 本市の区域内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有するもの

カ その他パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 パブリックコメント手続の対象となる政策等の策定は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）

（２）市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則（規程を含む。）又は指導要綱その他の行政指導の指針の制定又は改廃

（３）市政の運営を図るための基本的な方針、計画又は大規模な拠点開発及び施設整備計画の策定又は改定

（４）その他実施機関が必要と認めるもの

（適用除外）

第４条 実施機関は、前条の規定にかかわらず、政策等が次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

（１）迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの

（２）実施機関の裁量の余地が少ないもの

（３）地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項の規定による直接請求により議会に提出するもの

（策定案の公表）

第５条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、実施機関における最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の策定案（以下「策定案」という。）を公表しなければならない。

２ 実施機関は、前項の規定により策定案の公表を行うときは、次に掲げる資料（以下「参考資料」という。）を併せて公表するものとする。

（１）策定案を作成した趣旨、目的及び背景

（２）策定案の概要

（３）その他市民等が策定案の内容を理解するために実施機関が必要と認める資料

３ 前２項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

（１）政策等の事務を所管する課、市民センター及び公民館での閲覧又は配布

（２）市ホームページへの掲載

(3) その他実施機関が必要と認める方法

(予告)

第6条 実施機関は、前条の規定により策定案及び参考資料を公表する前に、次に掲げる事項を市ホームページ又は広報かこがわその他実施機関が適切と認める方法により、当該パブリックコメント手続の実施を予告するものとする。

(1) 策定案の名称

(2) 策定案に対する意見等の提出期間

(3) 策定案及び参考資料の入手方法

(意見等の提出)

第7条 実施機関は、策定案の公表の日から起算して30日以上の間を設けて、市民等から政策等の策定に係る意見等の提出を求めなければならない。ただし、30日の期間を設けることができない特別の事情があるときは、30日未満の間を設けることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見等の提出を受けようとするときは、市民等に対し、住所、氏名（市民等が法人その他の団体の場合にあつては、当該団体の名称、代表者の氏名及び所在地）、連絡先の明示を求めるものとする。

3 意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面による提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他実施機関が必要と認める方法

(意見等の考慮)

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定を行わなければならない。

2 実施機関は、提出された意見等の概要及びそれに対する市の考え方並びに策定案を修正したときはその修正内容及び理由を公表しなければならない。ただし、加古川市情報公開条例（平成10年加古川市条例第27号）第5条各号に掲げる不開示情報

に該当するおそれのある情報は除く。

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(意思決定過程の特例)

第9条 実施機関は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第6条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等の策定を行うときは、パブリックコメント手続を実施しないで意思決定をすることができる。

2 実施機関が、法令又は他の条例に基づき市民等の意見等を聴取し政策等の策定を行うときは、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

(パブリックコメント手続実施責任者)

第10条 実施機関は、パブリックコメント手続の適正な実施を確保するため、各部局等にパブリックコメント手続実施責任者を置くものとする。

(実施状況の公表)

第11条 市長は、パブリックコメント手続を実施している政策等及び終了した政策等の一覧表を作成し、市のホームページへの掲載等により公表するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。